

取組の背景・目的

【背景・課題】

現状、府域全域を対象とする府条例に基づき、屋外広告物の規制をしており、本市の景観像に馴染まない広告物の掲出が確認できる。

■景観像に馴染まない事例

- ① 景観計画の重点地区に、規模が大きい広告物が掲出
- ② 自然景観を阻害する広告物が掲出
- ③ 幹線道路沿いや商業地域などにおいて、規模が大きく、色彩が派手な広告物が掲出
- ④ ウォーカブル（歩行者中心）の視点に配慮されていない広告物が掲出



【目的】

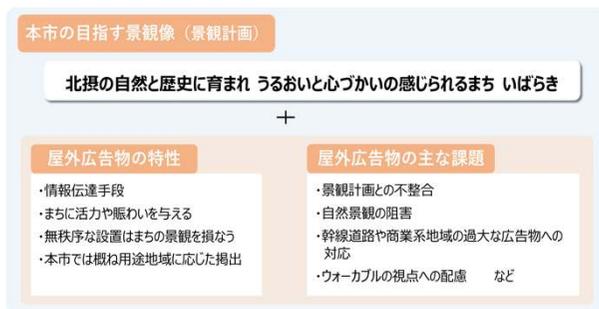
本市の特性を踏まえた屋外広告物の誘導を図り、茨木らしい魅力ある景観形成を目指す。

■スケジュール

- 令和2年度 現況調査
- 令和3、4年度 ①広告景観の基本理念の検討、②規制・誘導内容の検討
- 令和5年度 条例・規則の制定、屋外広告物ガイドラインの作成、景観計画への反映
- 令和6年度 周知期間を経て、条例施行

① 広告景観の基本理念

屋外広告物は景観を構成する要素の一つであることから、景観計画に記載の本市の景観像と整合を図りつつ、屋外広告物の特性や課題を踏まえ検討を行った。



基本理念：自然とまちに調和し 心づかいの感じられる 広告景観づくり

■実現に向けた方策

- ・「独自条例の規制」と「ガイドライン等による質の誘導」を図ることにより、基本理念を踏まえた広告物の適正化と質の向上を目指す。
- ・また、その運用を持続可能なものとするため、「推進体制の強化」により、広告景観づくりの維持向上を目指す。



自然

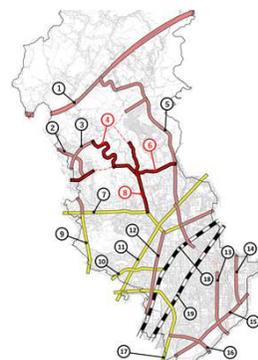
② 規制・誘導内容(案)

[条例による主な規制内容]

- 非自家用広告物禁止路線を拡充  
[現在]7路線→[規制案]19路線
- 山間部(171号以北の調整区域)の規制の適正化  
[現在]第2種→[規制案]第1種と厳格化
- 広告物種別の規制
  - ・屋上広告物：全区域に高さ規制を強化等
  - ・地上広告物：高さ規制や規模への総量規制を導入

※規制内容は裏面参照

非自家用広告物禁止路線(案)



朱色路線を追加予定

[ガイドラインによる主な誘導内容のイメージ]

- 市内の平野部から北摂山系への眺望に関する配慮事項
  - ・屋上広告物は設置を控え、別の表示方法を検討する。 など
- 幹線道路沿道における北摂山系への眺望に関する配慮事項
  - ・地上広告物はなるべく道路から離れた場所に設置する。
  - ・地上広告物は高さ、表示面積を抑える。 など
- 自然景観と調和する色彩や素材の誘導
  - ・自然景観と馴染む彩度の低い色彩を使用し、色数を抑える。
  - ・自然景観に配慮し、設置規模を最小限に抑える。 など



現状

条例規制のイメージ

条例+誘導のイメージ



まちなみ

[条例による主な規制内容]

- 非自家用広告物禁止路線を拡充(再掲)  
[現在]7路線→[規制案]19路線
- 第二種低層住居専用地域の適正化  
[現在]第1種相当→[規制案]禁止区域と厳格化
- 広告物種別の規制
  - ・屋上広告物(再掲)：全区域に高さ規制を強化等
  - ・壁面広告物：第2種区域の縦幅規制を強化するとともに全区域に総量規制を導入
  - ・突出広告物：突出幅、掲出位置の規制を導入
  - ・地上広告物(再掲)：高さ規制や規模への総量規制を導入
  - ・工作物利用：全区域に総量規制を導入
  - ・車体利用：近隣市と整合を図るため導入
- 重点地区(景観形成地区)への重点規制
  - ・全5地区：屋上、壁面広告物に総量規制を導入
  - ・歴史的、元茨木川：色彩規制を導入

※規制内容は裏面参照

[ガイドラインによる主な誘導内容のイメージ]

- まちなみとの調和
  - ・広告物の規模や高さは、まちのスケール感や建物のスカイラインに配慮する。
  - ・板面の地色を低彩度色にするなど、周辺地域との調和を図る。
  - ・デジタルサイネージや特定屋内広告物に関する内容を記載。 など
- わかりやすい広告物の推奨
  - ・広告物の設置数は必要最小限に抑える。
  - ・複数の広告内容を表示する場合は、極力集約し、意匠を統一するように配慮する。 など
- ウォーカブルの視点を踏まえた誘導
  - ・東西軸沿道における低層部への集約やにぎわいにつながる掲出に関する内容を記載
  - 東西軸の取組内容を踏まえ検討



現状

条例規制のイメージ

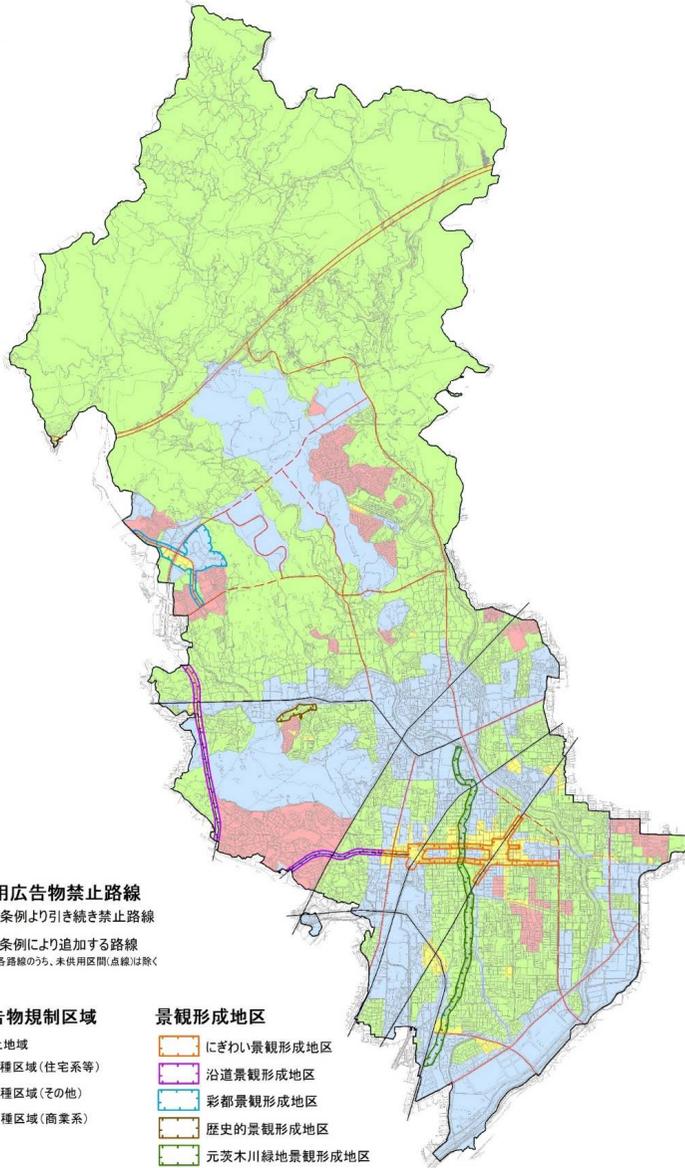
条例+誘導のイメージ

兵庫県神戸市

ウォーカブルの視点を踏まえた良好な広告景観のイメージ

## 新規制区域図(案)

- 用途地域を基本として、土地利用状況に応じた4区分に整理
- 許可不要区域を撤廃
- 景観計画との整合を図り、「景観形成地区」5か所を、規制や手続きの上乗せを行う「重点地区」として設定



## 規制内容(案)一覧

### ■ベース規制

屋上	第1種区域(中高層住居専用地域)			第2種区域(その他の用途地域)			第3種区域(商業系用途地域)		
	縦幅	横幅	その他	縦幅	横幅	その他	縦幅	横幅	その他
現行	建物高さの1/3	建物の幅	-	建物高さの2/3	建物の幅	-	建物高さの2/3	建物の幅	-
規制案	建物高さの1/5	建物の幅	外壁から突出禁止 支柱等も縦幅に含む	建物高さの1/5	建物の幅	外壁から突出禁止 支柱等も縦幅に含む	建物高さの1/3	建物の幅	外壁から突出禁止 支柱等も縦幅に含む

壁面	縦幅	横幅	その他	縦幅	横幅	その他	縦幅	横幅	その他
	現行	建物高さの1/2	建物の幅	-	建物高さ	建物の幅	-	建物高さ	建物の幅
規制案	建物高さの1/2	建物の幅	総量1/5(1壁面) 突出禁止	建物高さの1/2	建物の幅	総量1/5(1壁面) 突出禁止	建物高さ	建物の幅	総量1/3(1壁面) 突出禁止

突出	上端	突出幅	地上からの高さ	上端	突出幅	地上からの高さ	上端	突出幅	地上からの高さ
	現行	-	-	-	-	-	-	-	-
規制案	取付壁面の 上端	敷地から 1.0m	最下端まで4.7m 歩道上は2.5m	取付壁面の 上端	敷地から 1.0m	最下端まで4.7m 歩道上は2.5m	取付壁面の 上端	敷地から 1.0m	最下端まで4.7m 歩道上は2.5m

地上	高さ	面積	高さ	面積	高さ	面積
	現行	-	-	-	-	-
規制案	10m	1基あたり20㎡ (片面の場合は1基あたり10㎡)	15m	1基あたり30㎡ (片面の場合は1基あたり15㎡)	15m	1基あたり40㎡ (片面の場合は1基あたり20㎡)

※禁止区域(第1種及び第2種低層住居専用地域)では、適用除外規定に該当する場合を除き、掲出不可。

### ■重点地区(景観形成地区)規制

重点地区 (景観形成地区)	全ての景観形成地区(共通)			元茨木川緑地景観形成地区	歴史的景観形成地区
	屋上		壁面	色彩規制	色彩規制
	立面割合	面積	面積		
現行	-	-	-	-	-
規制案	-	1版面あたり30㎡	1版面あたり30㎡	版面の地色に使う色彩 色相R、YR、Y 彩度8以下 その他の色相 彩度6以下	版面の地色に使う色彩 全ての色相 彩度6以下

### ■その他

- ・工作物利用広告物・・・総量規制を導入(第1種及び第2種地域:1面の1/5以内、第3種地域:1面の1/3以内)
- ・車体利用広告物・・・近隣自治体の規制内容と整合
- ・適用除外……………原則、府条例の内容を継承